

藤枝市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤枝市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第 2 条を次のように改める。

（下水道事業の法適用）

第 2 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（経営の基本）

第 3 条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 水道事業の給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 別表に掲げる区域

(2) 給水人口 132,700 人

(3) 1日最大給水量 55,000 立方メートル

3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域面積 2,435 ヘクタール

イ 排水人口 86,200 人

ウ 1日最大処理能力 47,500 立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域面積 86.8 ヘクタール

イ 排水人口 3,320 人

ウ 1日最大処理能力 1,450 立方メートル

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

給水区域

堀之内	堀之内一丁目	谷稲葉	寺島の一部	西方	北方	中ノ合	下之郷	花倉
上藪田	中藪田	下藪田	清里一丁目	清里二丁目	南清里	高田	時ヶ谷	水守
水守一丁目	水守二丁目	水守三丁目	八幡	鬼島	上当間	下当間	仮宿	潮
横内	稲川	稲川一丁目	益津下	郡	郡一丁目	緑町一丁目	緑町二丁目	立花
一丁目	立花二丁目	立花三丁目	城南一丁目	城南二丁目	城南三丁目	大手一		
丁目	大手二丁目	田中一丁目	田中二丁目	田中三丁目	平島	原	音羽町一丁	
目	音羽町二丁目	音羽町三丁目	音羽町四丁目	音羽町五丁目	音羽町六丁目			
茶町一丁目	茶町二丁目	茶町三丁目	茶町四丁目	旭が丘	藤枝一丁目	藤枝二		
丁目	藤枝三丁目	藤枝四丁目	藤枝五丁目	鬼岩寺	益津	岡出山一丁目	岡出	
山二丁目	岡出山三丁目	若王子	若王子一丁目	若王子二丁目	若王子三丁目			
本町一丁目	本町二丁目	本町三丁目	本町四丁目	天王町一丁目	天王町二丁目			
天王町三丁目	五十海	五十海一丁目	五十海二丁目	五十海三丁目	五十海四丁			
目	藤岡一丁目	藤岡二丁目	藤岡三丁目	藤岡四丁目	藤岡五丁目	前島	駅前	
一丁目	駅前二丁目	駅前三丁目	前島一丁目	前島二丁目	前島三丁目	田沼一		
丁目	田沼二丁目	田沼三丁目	田沼四丁目	田沼五丁目	青木	青木一丁目	青	
木二丁目	青木三丁目	瀬古	瀬古一丁目	瀬古二丁目	瀬古三丁目	志太	志太	
一丁目	志太二丁目	志太三丁目	志太四丁目	志太五丁目	駿河台一丁目	駿河		
台二丁目	駿河台三丁目	駿河台四丁目	駿河台五丁目	南駿河台一丁目	南駿河			

台二丁目 南駿河台三丁目 南駿河台四丁目 南駿河台五丁目 南駿河台六丁目
東町 小石川町一丁目 小石川町二丁目 小石川町三丁目 小石川町四丁目 南新
屋 水上 瀬戸新屋 新南新屋 緑の丘 青葉町一丁目 青葉町二丁目 青葉町三
丁目 青葉町四丁目 青葉町五丁目 内瀬戸 光洋台 上青島 下青島 久兵衛市
右衛門請新田 青南町一丁目 青南町二丁目 青南町三丁目 青南町四丁目 青南
町五丁目 末広一丁目 末広二丁目 末広三丁目 末広四丁目 築地上 築地 築
地一丁目 高柳 高柳一丁目 高柳二丁目 高柳三丁目 高柳四丁目 高洲 高洲
一丁目 兵太夫 高岡一丁目 高岡二丁目 高岡三丁目 高岡四丁目 泉町 大新
島 与左衛門 大東町 大洲一丁目 大洲二丁目 大洲三丁目 大洲四丁目 大洲
五丁目 善左衛門 善左衛門一丁目 善左衛門二丁目 善左衛門三丁目 弥左衛門
源助 五平 大西町一丁目 大西町二丁目 大西町三丁目 忠兵衛 瀬戸ノ谷の一
部 岡部町三輪 岡部町入野 岡部町内谷 岡部町岡部 岡部町子持坂 岡部町村
良 岡部町桂島の一部 岡部町殿 岡部町新舟の一部 岡部町宮島の一部 岡部町
青羽根の一部

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。